

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	18. 公共的団体等の取扱い	協議細目	
調整方針			
項目	参 考 資 料		
先進事例	<p>「岐阜広域合併協議会」            公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。            1. 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。            2. 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。            3. 独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>「中津川市・恵那郡北部町村合併協議会」            公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について次のとおり調整に努めるものとする。            共通の目的を持った団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。            共通の目的を持った団体で、諸般の事情により合併時に統合が困難な団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。            独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。</p> <p>「東濃西部合併協議会」            公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、3市1町共通している団体について、それぞれの実情を尊重しながら、速やかに統合できるよう調整に努める。</p>		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
関係法令等	<p>公共団体等の定義（行政事例 昭和24.1.13 昭34.12.16）</p> <p>公共団体とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。</p> <p>関係法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）            第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）            （国、都道府県等の協力等）            第16条（第1項～第7項省略）            8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p>